

事 務 連 絡
令和 8 年 10 月 20 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興企画課

個人防護具の配布の実施について

平素より厚生労働行政の推進に御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療用（サージカル）マスク、N95 マスク、アイソレーションガウン及びフェイスシールド等（以下「個人防護具」という。）については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、国において備蓄を行ってまいりました。

これまで、国においては、個人防護具の配布を実施しており、令和 8 年度においても、個人防護具の配布を下記のとおり実施することとしました。

都道府県におかれましては、今般の個人防護具の配布の実施についてご了解いただきますとともに、貴都道府県管内の各施設への周知及び配布対象施設のとりまとめ等のご対応をお願いします。

記

1 配布の内容について

- 今回配布する個人防護具の種類は、医療用（サージカル）マスク、N95 マスク、アイソレーションガウン（※）及びフェイスシールドの 4 種類であり、希望に基づく配布を実施します。

（※）アイソレーションガウンについては、「素材」の選択が可能です。

- 配布の対象となる施設については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 36 条の 3 に基づく医療措置協定を締結した医療機関（以下「協定締結医療機関」という。）のほか、それ以外の医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、助産所）、高齢者施設等、障害者施設等、医師会等の団体等及び自治体（以下「配布対象施設」という。）を対象とします。各都道府県において、配布対象施設の選定をお願いします。

- 配布方法については、原則として配布対象施設が都道府県に希望する数量を申告し、当該数量を都道府県にてとりまとめた上で国に報告いただき、国から配布するものとします。



なお、希望数量の総数が配布可能数量を上回る場合には、配布対象施設の区分及び希望数量に応じて優先順位を設定の上、配布対象及び配布数量を決定します。具体的な優先順位は、以下のとおりとします。なお、同一順位内で希望数量の総数が配布可能数量を上回る場合には、抽選等を行う場合があります。

- (1) 協定締結医療機関の希望
- (2) 協定締結医療機関及び自治体を除くその他の配布対象施設の希望
- (3) 自治体の希望

○ 各個人防護具のメーカーについては、指定できません。また、あくまで備蓄品からの配布であるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷します。なお、出荷される個人防護具は、使用推奨期限が令和9年度中期限の製品となります。

○ 今回、配布の希望があった配布対象施設においては、以下の点について同意いただいたものとして取り扱いますので、その旨の確実な周知をお願いします。

(1) 使用用途

配布された個人防護具については、希望した施設が自ら使用すること。

(2) 転売禁止のための実効性の担保

転売をする（した）ことが発覚した場合、当該施設については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。

※ なお、都道府県が配布希望調査結果等から、転売業者等や転売目的の配布を受けようとする者を把握した場合は、転売を行わないよう指導するとともに、速やかに国に連絡いただくようお願いいたします。

(3) 配布数量等の HP 上での公開

配布の可否にかかわらず、配布対象施設の施設名、住所、また当該施設への配布数量は厚生労働省の HP 上で公開されること。

2 配布の手続について

○ 都道府県においては、配布対象施設の希望する個人防護具の数量等を取りまとめ、「別紙」の様式1、2及び3に配送先の所在地や希望する個人防護具の数量等の必要情報を記入の上、令和8年11月20日（金）までに提出をお願いします（提出先：mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp）。

○ 個人防護具の希望数量については、各配布対象施設において保管場所を確保の上、今後必要となる数量をご登録ください。希望数量は、物資ごとに別紙に定める上限数量の範囲内を原則としますが、十分な保管場所を確保できる場合には、上限数量を超える希望を登録することも可能です。

なお、配布数量の決定に当たっては、「1 配布の内容について」の優先順位に基づき抽選等を行う場合があります。各施設における備蓄等の他、訓練及び研修へのご活用も含めて希望数量についてご検討いただきますようお願いいたします。

※ご検討にあたっては、「参考資料 配送予定の個人防護具の例」もご参照ください。

○ 配布対象施設への配送開始時期等の詳細については、配布数量等を整理した後、厚生労働省のHPに掲載する予定です。なお、希望状況等によっては、配送予定時期の変更が生じる場合がありますが、現時点では、令和9年2月頃を目途に順次配送を開始する見込みです。また、個人防護具の種類によって、配送開始時期が異なり、配送開始時期から完了時期までに半年程度の期間を要する可能性がありえることから、手元に届くまでの時期が異なる可能性がありますのでご了承ください。

○ 本配布に関しては、「別紙」提出後のキャンセル・数量変更等はお受けできません。
「別紙」提出後は、配布対象施設においてこの点について同意いただいたものと取り扱わせていただきますので、各施設の周知に当たりご留意いただきますようお願いいたします。

3 その他

○ 本配布に関する情報等は、厚生労働省HPに掲載予定ですので、必要に応じて、ご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kojinbougogu/haifu/index.html

担当者連絡先 医療用物資等確保対策推進室

TEL : 03-5253-1111(内線8209、8294)

03-3595-3454(直通)